

諮問日：平成28年12月2日（平成28年度（最情）諮問第21号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（最情）答申第42号）

件名：特定の裁判官の出勤状況が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件
答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の平成28年9月1日から同月29日までの出勤状況が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年11月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

民間企業に対して高度の安全配慮義務を要求している裁判所であれば当然、司法研修所民事裁判上席教官の急逝が公務災害に該当する可能性があるかどうかについて詳細な調査報告書を作成しているはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

本件開示申出に係る「出勤状況が分かる文書」は作成しておらず、又は取得

していない。

なお、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下「勤務時間法」という。）の適用を受け、さらに裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の法令に基づき、勤務時間を管理するために作成する記録である「出勤簿」が作成されているが、裁判官については、その職務の性質上、勤務時間の定めがなく、上記の法令等の適用を受けないことから、「出勤簿」は作成されておらず、「出勤状況が分かる文書」を作成する必要もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 平成29年1月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は当然作成しているはずであると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

- 2 本件開示申出文書は、特定の裁判官の特定の期間の出勤状況が分かる文書である。

裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般

職の裁判所職員」という。)については、勤務時間法において、1週間の勤務時間や休暇等を定め、給与法において、勤務時間法13条1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬をもって俸給と定めている。そして、給与簿及び出勤簿については、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法68条が、給与の支払をする者は給与簿を作成しなければならないとし、これを受け、人事院規則九一五(一般職の裁判所職員についても準用されている。)が、給与簿の一つである勤務時間報告書を作成するために、勤務時間を管理するための出勤簿を作成することとしている。

これに対し、裁判官については、勤務時間法や給与法の適用がなく、勤務時間を把握するための文書の作成を義務付けた法令等の定めはない。また、裁判官の報酬は、裁判官の報酬等に関する法律に基づき支給されているから、報酬の支給に関して裁判官の出勤状況が分かる文書の作成の必要もないものと解される。

以上によれば、裁判官について、出勤状況が分かる文書は作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人